

地域包括ケアシステム維持のための ICT の活用に関する研究会開催要綱

東北厚生局長伺い定め

1 趣旨

今後、東北地方の人口が急激に減少し、サービス提供者や行政担当者の減少、過疎化による効率的なサービス提供が困難になり、地域包括ケアシステムを維持できない可能性があるため、この問題に対応するための ICT の活用方を検討し、東北6県、市町村の地域包括ケア施策実施の参考となる将来ビジョンを提示することを目的として、「地域包括ケアシステム維持のための ICT の活用に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2 研究会の招集

研究会は、東北厚生局長が招集する。

3 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選任する。
- (3) 東北厚生局長は、構成員の了解を得て、構成員以外の者を研究会に参加させることができる。
- (4) 構成員の任期は、令和5年7月31日までとする。

4 公開

- (1) 研究会の会議及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、研究会において非公開とすることが適当であると認める場合には非公開とする。
- (2) 研究会においては、議事概要を作成し、各構成員の了解を得た上でこれを公開する。

5 事務局

研究会の庶務は、他課（各県事務所を含む。）の協力を得て、東北厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課において行う。

6 その他

その他研究会の運営に必要な事項は、座長が研究会に諮り決定するものとする。

別紙

地域包括ケアシステム維持のための ICT の活用に関する研究会
構成員名簿

おおさか じゅん
大坂 純

東北こども福祉専門学院 副学院長

つくだ はるか
佃 悠

東北大学 大学院工学研究科都市・建築学専攻 准教授

ひらた やすひさ
平田 泰久

東北大学 大学院工学研究科ロボティクス専攻 教授

ふじた いちろう
藤田 一郎

東北大学 大学院法学研究科公共政策大学院 教授

(東北厚生局地域共生・地域づくり推進本部参与)

(50 音順)